聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月13日

## 聖籠町長 渡邊 廣吉

## 聖籠町条例第21号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例(昭和34年聖籠町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第7条」を「第5条の3」に、「第9条」を「第5条の6」に、 「第24条」を「第19条」に改める。

附則中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第1 4項とし、第11項の次に次の2項を加える。

(特定適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税 等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例 適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16 条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、 一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第5条の3、第5条の6 及び第19条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合 計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律 第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項におい て準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第 19条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並び に特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」 とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第5条の3、第5条の6及び第19条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「古人は山林所得金額」とあるのは「古人は山林所得金額」とあるのは「古人は山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるの額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
  - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の聖籠町国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。